

附 則

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 4 月 1 日施行の学則については、第20条から第22条，第25条，第28条から第30条，第34条，第36条，第40条，第51条，第77条，第105条，第106条（第2項，第4項，第5項及び第6項を除く）及び第116条は，入学年度にかかわらず，この規定を適用する。
- 3 工学部土木工学科，建築学科，生命応用化学科及び情報工学科の収容定員は，第12条の規定にかかわらず，令和 4 年度から令和 6 年度までの間，次のとおりとする。

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
土 木 工 学 科	610	620	630
建 築 学 科	730	740	750
生 命 応 用 化 学 科	610	580	550
情 報 工 学 科	730	740	750

- 4 医学部医学科の毎年入学定員及び収容定員は，第12条の規定にかかわらず，「地域の医師確保等の観点からの令和 4 年度医学部入学定員の増加について（令和 3 年 8 月16日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」及び「地域の医師確保等の観点からの令和 5 年度医学部入学定員の増加について（令和 4 年 8 月29日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」に基づき，令和 5 年度から令和10年度までの間，次のとおりとする。

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度
毎年入学定員	135	120	120	120	120	120
収 容 定 員	740	740	740	740	740	735

- 5 生物資源科学部各学科（獣医学科を除く）の収容定員は，第12条の規定にかかわらず，令和 5 年度から令和 7 年度までの間，次のとおりとする。

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
バ イ オ サ イ エ ン ス 学 科	210	420	630
動 物 学 科	136	272	408
海 洋 生 物 学 科	146	292	438
森 林 学 科	120	240	360
環 境 学 科	130	260	390
ア グ リ サ イ エ ン ス 学 科	140	280	420

食 品 開 発 学 科	146	292	438
食 品 ビ ジ ネ ス 学 科	554	564	574
国 際 共 生 学 科	146	292	438
獣 医 保 健 看 護 学 科	80	160	240
生 命 農 学 科	390	260	130
生 命 化 学 科	390	260	130
動 物 資 源 科 学 科	408	272	136
森 林 資 源 科 学 科	390	260	130
海 洋 生 物 資 源 科 学 科	408	272	136
生 物 環 境 工 学 科	390	260	130
食 品 生 命 学 科	408	272	136
国 際 地 域 開 発 学 科	390	260	130
応 用 生 物 科 学 科	378	252	126
く ら し の 生 物 学 科	240	160	80

6 大学院危機管理学研究科危機管理学専攻修士課程の収容定員は、第12条第2項の規定にかかわらず、令和5年度は、次のとおりとする。

	令和5年度
危機管理学専攻	8

7 大学院スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻修士課程の収容定員は、第12条第2項の規定にかかわらず、令和5年度は、次のとおりとする。

	令和5年度
スポーツ科学専攻	8

8 危機管理学部危機管理学科の学位に付記する専攻分野の名称は、令和3年度以前の入学者については、従前の例による。

9 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第87号）附則第五条（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）の適用を受けない者は、教職課程に関して、本学則の適用を受けるものとする。

10 平成30年度以前から在学する学生については、教職課程の履修に関して、本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場合、本学則に定める授業科目を履修することができるものとする。

11 令和元年度以前から在学する学生については、文理学部社会教育主事コースの履修に関しては、本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場合、本学則に定める授業科目を履修することができるものとする。